

令和6年度 精神科病院における業務従事者による 障害者虐待の状況について

令和4年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）では、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和6年4月1日に施行されました。

精神保健福祉法第40条の7及び同法施行規則第22条の2の2の規定に基づき、令和6年度の浜松市内の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について公表します。

※公表制度は、精神保健福祉法の改正により新設されたもので、今回が初めての公表となります。

1 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について

(1) 対応件数等

① 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数（実件数）	11件
② 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数（実件数）	16件
小計（①+②）	27件
③ 虐待の事実を認定した件	11件

(2) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数

男性	女性	不明、その他	計
7人	4人	0人	11人

(3) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複有）

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
6人	5人	0人	1人	0人

(4) 虐待を行った業務従事者の職種

医師	看護師	看護助手	作業療法士	精神保健福祉士	その他	計
0人	8人	3人	0人	0人	0人	11人

(5) 市が講じた措置等

市では、虐待と認定した11件について全て改善策について報告がありました。当該精神科病院では改善策に基づき虐待防止に取り組んでおり、必要な措置を採るように命じた事案等はありませんでした。

① 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	11件
② 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	0件
③ 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	0件
④ 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	11件
⑤ 指定医により、入院患者の診察を行った件数	0件
⑥ 改善計画の提出を求めた件数	0件

2 虐待防止に関わる市の取組

- (1) 虐待通報窓口の設置
- (2) 精神科病院へポスターを掲示し、虐待防止及び通報義務について普及啓発
- (3) 精神科病院事務指導監査における虐待防止の取組に関する確認・助言